

日本N P 学会設立総会

日時 平成 27 年 5 月 30 日 (土)

場所 東京医療保健大学国立病院機構キャンパス HM306 講義室
東京都目黒区東が丘 2-5-1

日本 NP 学会設立総会

日 時 平成 27 年 5 月 30 日 (土) 16:35 ~
場 所 東京医療保健大学国立病院機構キャンパス HM306 講義室
進 行 堤事務局長 一般社団法人日本 NP 教育大学協議会

一 次 第 一

1. 開 会

2. 議 案

- (1) 日本 NP 学会設立(案)について (資料 6、別添 2)
- (2) 日本 NP 学会会則 (案) (資料 7)
- (3) 日本 NP 学会役員(案) (資料 8)
- (4) 平成 27 年度事業計画書・予算 (案) (資料 9)
- (5) 入会手続きについて (資料 10)

3. 閉 会

資料 6 : 日本 NP 学会の設立・補足説明

資料 7 : 日本 NP 学会会則(案)

資料 8 : 日本 NP 学会役員(案)

資料 9 : 平成 27 年度事業計画書・予算 (案)

資料 10 : 入会手続きについて

別紙 : 第 1 回 日本 NP 学会学術集会企画 (案)

日本NP学会の設立について(案)

平成 27 年 5 月 30 日

(Japan Society of Nurse Practitioner)

1. 設立主旨

一般社団法人日本NP教育大学院協議会は、診療看護師(NP)の育成を目指して活動を続けてきた。

平成 26 年 6 月、改正保健師助産師看護師法（以下、改正保助看法という）が公布されたことにより、「特定行為に係る看護師の研修制度」として、昭和 23 年に保健師助産師看護師法が制定されて以来、始めての看護師の業務拡大が実現した。

改正保助看法の省令では、厚生労働省が指定する研修機関において研修を修了した看護師が手順書により実現できる特定行為は 38 項目と規定されている。日本NP教育大学協議会の会員校の大学院修士課程で教育を受け、NP資格認定試験に合格した診療看護師(NP)は、特定行為を実施できる教育を受け、超高齢社会を迎える日本で、「治し、支える医療」を、タイムリー、安心・安全に提供できる活動を続けている。

日本NP教育大学院協議会では、診療看護師(NP)等の交流を図るとともに、診療看護師(NP)の活動実績等を医療関係者はもとより、広く国民の理解を得るために活動として、平成 24 年から毎年、研究会を開催してきた。

今後、診療看護師(NP)の質の向上に向けての学術基盤を強化し、診療看護学(論)の構築に向けての活動が必要となる。このためには、診療看護師(NP)としての活動実績をエビデンスとして広く社会に発信し、診療看護師(NP)に対する理解を得ていく研究会活動のさらなる「見える化」を図っていく必要がある。

また、平成 26 年 4 月に日本NP教育大学院協議会を法人化したことにより一般社団法人及び財団法人に関連した法律に則り、法人の構成員としての「社員」を、診療看護師(NP)の教育を実施している大学院の教員をあてることとした。このことにより、総会での議決権を持つ社員の数は限定され、診療看護師(NP)として活動している人たちの多くは、議決権を持つことができず、「個人会員」としての診療看護師(NP)の法人内での位置づけが希薄になった印象をもたれかねない状況にあることも否めない。そこで、学術的基盤の構築等に強い関心をもつ診療看護師(NP)等が「個人会員」として積極的に学術活動ができる組織として、一般社団法人日本NP教育大学院協議会から独立した学会組織 日本NP学会(案)を設立することを提案する。

2. 日本NP学会（案）

1) 学会組織の名称

日本NP学会とする。

2) 学会の主な活動

(学会) 診療看護学の構築に向けての研究・教育活動として、①学術集会、
②学会誌の発刊、③広報活動、④研修会の開催などを行う。

(日本NP教育大学院協議会) 診療看護師の質向上のための活動としての、①養成課程のカリキュラムの標準化、②養成課程の認定、③養成課程の学生に実施する試験などの標準化、④NP資格認定試験及び更新、⑥研修会の開催、⑦広報活動などを行う。

3) 学会の構成員

会員と賛助会員から構成される。

会員：診療看護学(論)に関する実践、教育及び研究を行う者または活動を支援する者

賛助会員：本会の目的に賛同し、本会の事業を支援するため所定の入会手続きを行い、理事会の承認を得た者または組織をいう。

4) 学会の財源

学会の財源は、個人会員、賛助会員の会費および寄付を持ってある。

なお、日本NP教育医大学院協議会は、会員校の会費、寄付を持って運営する。

会員の会費

正会員 5,000円/年

学生会員 3,000円/年

賛助会員 団体 1口 10,000円/年

個人 1口 1,000円/年

(設立時役員)

平成28年度総会までは、発起人および日本NP教育大学院協議会の理事会で選出した役員を設立時役員とし、日本NP学会を設立する。平成28年度以降の役員は、会則に則り総会において選出することとする。

(設立の日)

平成27年6月1日

発起人

草間 朋子

山西 文子

村嶋 幸代

日本 NP 学会設立（案）に関する補足説明

この度、日本 NP 学会設立を提案させて頂くにあたり、学会名および協議会と学会組織の役割と費用につきまして下記の補足を致します。

1. 学会名称

「日本 NP 学会」の英文名は Japan Society of Nurse Practitioner になります。

2. 協議会と学会について

日本 N P 教育大学院協議会と、日本 NP 学会とはそれぞれ独立した組織として位置付けています。日本 N P 教育大学院協議会は、アメリカの N O N P F (National Organization of Nurse Practitioner faculty) のように、NP の教育を行う大学院の集合体とし、NP 教育の標準化と質担保を主たる目標として今後も引き続き活動をしていきます。したがって、構成員（社員）は、NP 教育を行うまたは行う意図のある大学の代表によって構成されます。この目的を達成するための、今後、日本看護協会等との間で行う交渉には、日本 N P 教育大学院協議会があたることになります。したがって、学会が設立した後も、日本 N P 教育大学院協議会は残す必要があります。一方、日本 NP 学会は、学術集団として個人会員の集団となります。日本看護系学会協議会の中にある多くの学会の一つとして位置付けることになります。

日本 N P 教育大学院協議会は正会員（大学）、賛助会員の皆様からの会費および寄附、日本 N P 学会は個人および賛助会員の会費と寄附によって運営することになり、個人から二重に会費をいただくことはありません。

3. 協議会と学会との関係性について

日本 N P 教育大学院協議会の構成員は、正会員（大学）、社員、個人会員、賛助会員とする。

正会員（大学）：本協議会の目的に賛同し、大学院において NP の教育課程を開講または開講を予定している大学で、理事会の承認を得た者とする

社員：大学院において診療看護師の養成を行っている又は行うことを見図している各大学から 2 名ずつ選出された代表者からなる

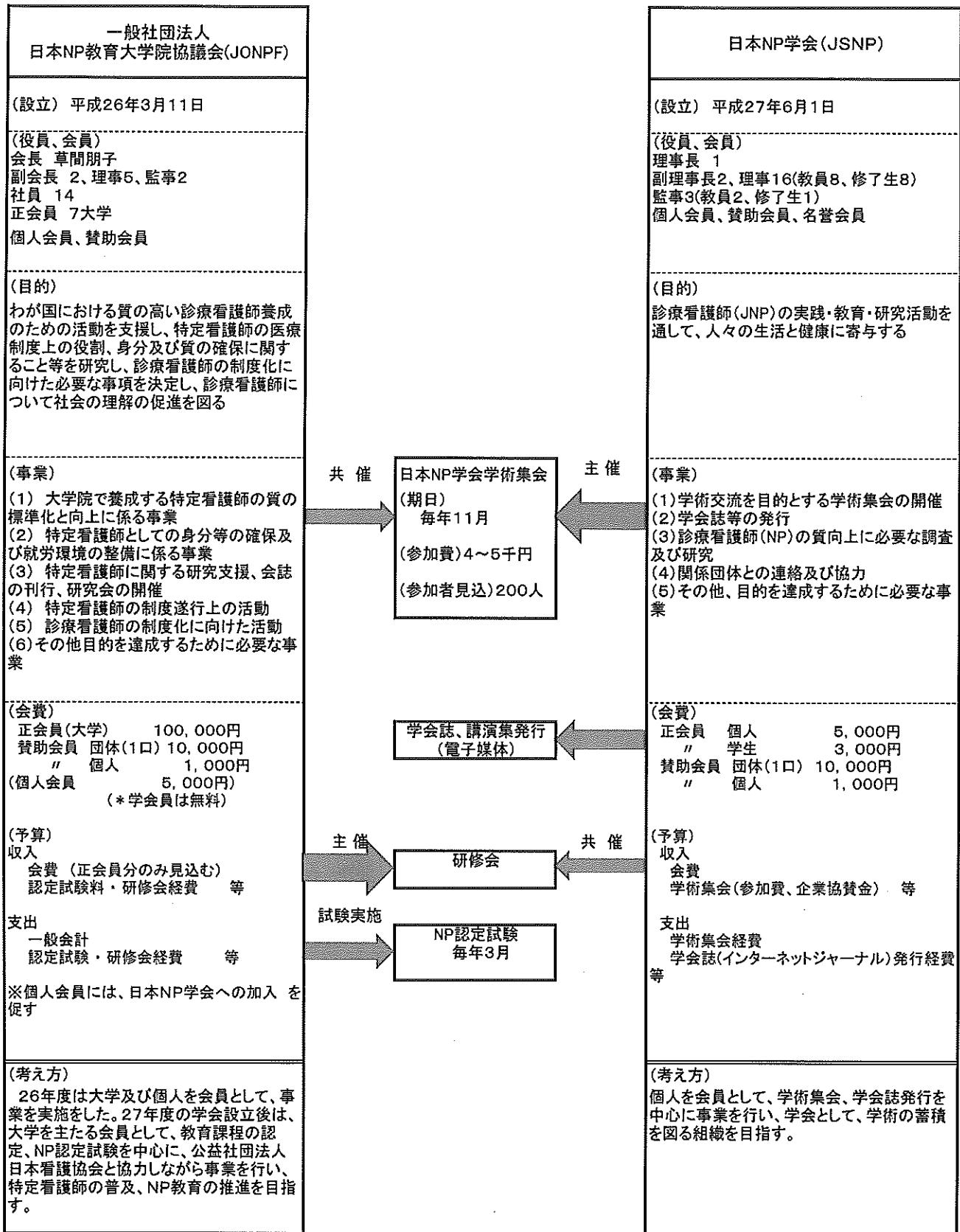
個人会員：診療看護師の活動等に賛同する個人の会員

賛助会員：賛助会員は、本協議会の目的に賛同する個人又は団体で、理事会の承認を得た者とする。

一般社団法人日本 NP 教育大学院協議会と、学術集団としての日本NP学会は目的を異にするが、両者は、密接な関連を保つ必要があるので、個人会員、賛助会員は、二つの組織に所属するものとする。個人会員および賛助会員はそのまま日本NP学会の個人会員、賛助会員とし、会費は日本NP学会に納入する。

日本NP教育大学院協議会
会長 草間朋子
平成27年5月30日

一般社団法人 日本NP教育大学院協議会と日本NP学会について(案)



日本 NP 学会会則（案）

平成 27 年 5 月 30 日

第1章 総 則

第1条 本会は日本 NP 学会（Japan Society of Nurse Practitioner）といふ。

第2条 本会の事務局は、大分県大分市廻栖野 2944 番地 9 「大分県立看護科学大学内」に置く。

第2章 目 的

第3条 本会は、診療看護師（NP）の実践・教育・研究活動を通して、人々の生活と健康に寄与することを目的とする。

第3章 事 業

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一、学術交流を目的とする学術集会の開催
- 二、学会誌等の発行
- 三、診療看護学の探求および診療看護師（NP）の質向上に必要な教育、調査及び研究
- 四、関係団体との連絡及び協力
- 五、その他、本学会の目的を達成するのに必要な事業

第4章 会 員

第5条 本会の会員は次のとおりとする。

- 一、正会員（個人）
- 二、学生会員（個人）
- 三、賛助会員（個人、団体）
- 四、名誉会員

第6条 正会員とは、診療看護学（論）および診療看護師（NP）の実践・教育・研究活動に関心のある個人で、本会の目的に賛同し所定の入会手続きを行い、理事会の承認を得た者をいう。

- 2. 正会員は、総会に出席し、議決権を行使することができる。
- 3. 正会員は、学会誌に投稿し、学術集会で発表し、学会誌等の配布を受けることができる。
- 4. 学生会員は、全ての大学院で学んでいる者をいう。

第7条 賛助会員とは、本会の目的に賛同し、本会の事業を支援するため所定の入会手続きを行い、理事会の承認を得た者または組織をいう。

2. 賛助会員はオブザーバーとして総会に参加することができる。
3. 賛助会員は学会誌の配布を受けることができる。

第8条 名誉会員とは、本会の発展に多大な貢献をした者で、理事長が推薦し理事会の承認を得た者とする。

2. 名誉会員は総会に出席し意見を述べることができる。
3. 名誉会員は学会誌の配布を受けることができる。
4. 名誉会員は会費の納入を必要としない。

第9条 本会に入会を認められた者は、別に定める年会費を納入しなければならない。

2. 既納の会費は、理由のいかんを問わず、これを返納しない。

第10条 会員は次の理由により、その資格を失う。

- 一、退会
- 二、会費の滞納（1年間）
- 三、死亡または失踪
- 四、除名
 2. 退会を希望する会員は、退会届を理事会へ提出しなければならない。
 3. 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に著しく反する行為のあつた会員は、理事会の議を経て理事長がこれを除名することができる。

第5章 役員

第11条 本会に次の役員を置く。

- 一、理事長 1名
- 二、副理事長 2名
- 三、理事 16名
- 四、その他、理事長が指名した理事 2名以内
- 五、監事 3名

第12条 役員の選出は次のとおりとする。

- 一、理事（前条四に定めるものを除く）及び監事は、総会において正会員の中から選出する。

- 二、理事長および副理事長は理事の互選により選出する。
- 三、理事長は、本会の運営を円滑に図るため、正会員の中から 2名以内の理事を指名できる。

第 13 条 役員の任期は 3 年とし、再任を妨げない。

- 2. 任期途中で交替した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3. 役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

第 14 条 役員は次の職務を行う。

- 一、理事長は本会を代表し会務を総括する。
- 二、副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるときはこれを代行する。
- 三、理事は理事会を組織し、会務を執行する。
- 四、監事は理事の職務の執行および本会の会計、資産を監査する。

第 6 章 会 議

第 15 条 本会に理事会をおき、次の職務を行う。

- (1) 総会の開催に係る事項
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) その他理事長が必要とする業務執行の決定

第 16 条 理事会は、理事長がこれを招集し、その議長となる。

- 2. 理事会は年 1 回以上開催する。ただし、理事の 3 分の 1 以上から請求があったときは、理事長は臨時にこれを開催しなければならない。
- 3. 理事会は理事の過半数の出席を以て成立する。

第 17 条 総会は、理事長がこれを招集し、その議長となる。

- 2. 総会は、正会員数の 10 分の 1 以上の出席がなければ開催することができない。ただし、委任状をもって出席とみなすことができる。
- 3. 通常総会は、年 1 回開催する。
- 4. 臨時総会は、正会員の 5 分の 1 以上から請求があったとき、および理事会が必要と認めたとき理事長が招集して開催しなければならない。

第 18 条 総会は次の事項を議決する。

- 一、事業計画及び収支予算に関する事項
- 二、事業報告及び収支決算に関する事項
- 三、その他理事長または理事会が必要と認める事項

第19条 総会における議事は、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところとする。

第20条 本学会の事業を推進するために必要があるときは、委員会、地方研究会を設置することができる。

2. 委員会、地方研究会に関する必要な事項は理事会において、別に定める。

第7章 学術集会等

第21条 学術集会会長（以下、大会長という）は、理事会で正会員の中から選出し総会の承認を得る。

2. 大会長の任期は1年とする。
3. 大会長は学術集会を主宰する。
4. 必要に応じ委員会、分科会を持つことができる。

第8章 学会誌

第22条 学会誌は年1回以上発行する。

2. 学会誌を発行するために編集委員会を置く
3. 編集委員長は理事長が任命する。

第9章 会計

第23条 本会の費用は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

2. 本会の予算及び決算は、総会の承認を受け、学会誌に掲載しなければならない。

第24条 本会の会計年度は毎年4月1日にはじまり翌3月末日をもって終わる。

第25条 学術集会の費用は、学術集会参加費をもって充てる。ただし、その決算報告は理事会において行う。

第10章 会則変更

第26条 本会則の変更は、理事会の議を経たのち総会の承認を得る。

2. 前項の承認は、第19条の規定にかかわらず出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

第 11 章 雜 則

第 27 条 この会則に定めるもののほか本会の運営に必要な事項は別に定める

附則

本会則は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

日本 NP 学会会則実施細則（案）

第1条 この実施細則は、日本 NP 学会会則第 30 条に基づき、日本 NP 学会の運営に必要な事項を定める。

第2条 本会の会費

- | | |
|--------------|------------------|
| 一、 正会員 (個人) | 5,000 円/年 |
| 二、 正会員 (学生) | 3,000 円/年 |
| 三、 賛助会員 (団体) | 一口 10,000 円/年 以上 |
| 四、 賛助会員 (個人) | 一口 1,000 円/年 以上 |

第3条 事務局は、理事長の承認を得て、業務の一部を外部業者に委託することができる。

第4条 学術集会の大会長は、次の事項を企画・運営・実施する。

- 一、学術集会の形式
- 二、演題の選定及び座長の選出
- 三、その他学術集会の運営に関するこ

第5条 編集委員会は、学会誌の編集及び発行を行う。

1. 編集委員会は、理事会で選出された次の委員をもって組織する。
 - 一、理事 2名以上 (編集委員長を含む)
 - 二、編集委員 3名以上
2. 委員の任期は3年とし、再任は妨げない。
3. 投稿規定は、別に定める。

第6条 地方研究会は次のブロックごとに設置することができる。

- 北海道・東北ブロック、
関東ブロック、
中部・関西ブロック、
中国・四国・九州ブロック
2. 地方研究会役員は会員の互選により選出する。

第7条 本細則の変更は、理事会の議を経て決定する。

附 則 この実施細則は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

日本NP学会役員（案）（敬称省略）**1 平成27年5月の設立時（案）**

草間 朋子

山西 文子

村嶋 幸代

2 役員

理事長 1名 草間 朋子

副理事 2名 山西 文子、村嶋 幸代

理事 16名

監事 3名

3 理事構成

北海道・東北 修了生2名、塙本 容子、渡辺 隆夫

関東 修了生2名、岩本 郁子、ラウ 優紀子

中部・関西 修了生2名、小松 徹、福本 由美子

中国・四国・九州 修了生2名、小野 美喜、福田 広美

4 監事 修了生1名、野川 道子、渡辺 孝**5 学術委員会 修了生・教員（年次大会/研修会など）**

7会員校による持ち回り

九州>中部・関西>関東>北海道・東北

6 編集委員会 各会員校から教員2名を推薦（14名）

7会員校による持ち回り

関東>東北>北海道>九州>中部・関西

7 広報委員会 修了生・教員（ホームページの管理など）**8 会計担当 学会事務局**

日本 NP 学会
平成 27 年度事業計画書(案)

1 会議

1) 理事会

理事長の招集により開催

2) 総会

定時総会は、毎事業年度終了後に開催、臨時総会は必要に応じ開催

2 学術集会（一般社団法人日本 NP 教育大学院協議会協賛）

日時：平成 27 年 11 月 14 日（土）

場所：大分県立看護科学大学

3 学会誌の発行

日本NP学会入会申込方法

日本NP学会では、みなさまの入会をお待ちしております。

1. 入会申込書の記入について

入会申込書に必要事項を記入の上、入会申込書を事務局宛てに郵送して下さい。

*5月30日より入会申込が可能です。総会終了後に申込書を提出される方は、会場入口の回収箱にお入れください。

郵送先：〒870-1201 大分県大分市廻栖野 2944-9

日本NP学会事務局 入会受付係

TEL: 097-586-4346

2. 仮番号の受領

事務局では入会申込書受け取り後、会員仮番号をメールで通知いたします。仮番号は会費納入の際、必要になります。

*一般社団法人日本NP教育大学院協議会より継続入会の方は現在お持ちの会員番号をご使用ください。

3. 会費の振込

・継続会員は申込書提出後、1ヶ月以内に金融機関設置の振込用紙にて入金を行ってください。

入金確認を正確に行うため、振込用紙の氏名の前に会員番号の下3桁の番号をご記入ください。

・新規入会者は仮番号を受領後、1ヶ月以内に金融機関設置の振込用紙にて入金を行ってください。

入金確認を正確に行うため、振込用紙の氏名の前に仮番号をご記入ください。(裏面の振込用紙記入例参照)

なお、振込は郵便局及び他の金融機関を利用することができますが、振込手数料は申込者のご負担となりますので、予めご了承ください。

■郵便局■

振込口座：(記号) 17280 (番号) 20299931

加入者名：(シャ) ニホンエヌピー キヨウイクダイガクインキヨウギ

■郵便局■

振込口座：(記号) 17280 (番号) 20299931

加入者名：(シャ) ニホンエヌピー キヨウイクダイガクインキヨウギ

学会設立後、口座申込となるため、後日振込口座をご連絡します。(6月中旬ごろ)

連絡方法：①現在日本NP教育大学院協議会会員 メーリングリストを利用

②日本NP教育大学院協議会ホームページに掲載

4. 入会通知の受領

入金確認後、事務局より入会通知書（登録済みの会員番号の通知を含む）を発送いたします。

5. 会員種別 年会費

個人会員	年額	5,000円
学生会員	年額	3,000円
賛助会員	団体1口	年額 10,000円
	個人1口	年額 1,000円
名誉会員		

仮番号	
-----	--

会員番号		-	-	-		
------	--	---	---	---	--	--

日本NP学会 個人会員・賛助会員入会申込書

申込年月日

年 月 日

日本NP学会の会則に則り、活動を行うことを誓約し、入会の申し込みをいたします。

*会員種別に○を付けてください。賛助会員の方は、併せて、申込口数をご記入ください。

会員種別	1.個人 2.学生 3.賛助(団体) 4.賛助(個人)	賛助会員申込み口数	入会年度	年度

	姓(Family name)				名(Given name & Middle name)						
ローマ字											
フリガナ											
氏名											
生年月日	1	9			年		月		日	性別	男・女

*氏名は必ず自署でご記載ください。

ご所属先	名称											
	部名						科(課)名					
	職名											
	ご住所	〒				-						都道府県
	T E L	(内線: ·直通)					F A X					

ご自宅	ご住所	〒				-						都道府県
	T E L						F A X					

E-mail												
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

*メールアドレスは、大文字・小文字等の区別を明確にご記入ください。ご記入いただいたメールアドレスが不明瞭な場合は、確認のお電話をさせていただく場合があります。ご了承ください。

情 報 (個人会員のみご記入ください。複数回答可)													
資格免許等	1. 特定看護師、 2. 看護師、 3. 保健師、 4. 助産師、 5. 医師、 6. 薬剤師 7. 大学教員 8. その他()												
修了 大学院	1. 特定看護師の方のみ記入ください。												
大学院修了 (西暦 年)													
書類送り先の希望			御所属先()			ご自宅()							

※事務局処理日 年 月 日

※会費振込日 年 月 日

※は事務局使用